

ORワーカーのための企業会計基礎講座 (5)

棚卸資産の会計

伏見 多美雄

はじめに

在庫計画とか在庫管理という問題は、ORの最もポピュラーなテーマの1つであり、実践への適用例も多い分野である。この在庫品のことを、会計用語では棚卸資産とよぶが、財務会計上、棚卸資産はどのような扱われ方をするのだろうか。

今回は、在庫品のコストの会計的なとらえ方に焦点をあて、商品の売上原価とか、B/S上の棚卸資産はどのようなルールで測定・評価されるかなどについて、基礎的な説明をすることにしよう。

1. 棚卸資産とは何か

棚卸資産とは、英語の inventory の訳語であり、本来「棚卸し（在庫しらべ）を行なって在高が確定される資産」という意味の言葉である。ところで、近代会計学での「資産」の多くは、すでに触れたように、資本の投下額（財貨やサービスなどへの支出額）のうち、まだ費用にならない部分という性格を与えられており、棚卸資産の会計というときにも、在庫品に投下した資本額のどれだけを当期の費用とし、どれだけを次期以後に繰越すかという「コストの期間配分」の問題が主な関心事とされている。

財務会計上、棚卸資産とよばれるものには、つぎの4つのカテゴリーのものが含まれる：

- (i) 通常の営業過程で、販売するために保有する財貨または用役（商業の場合の商品や製造業の場合の製品がこれに相当する）。
- (ii) 販売を目的として製造の過程にある財貨または用役（製造業での仕掛品や半製品がこれに相当する）。
- (iii) 販売を目的とした財貨や用役を生産するために、短期間に消費されるべき財貨（原材料や貯蔵品（消耗性の資材・工具・備品などの在庫高のこ

と）などがこれに相当する）。

- (iv) 販売活動や一般管理活動において、短期間に消費されるべき財貨（工場外で使われる事務用消耗品とか包装用品などがこれに相当する）。

上記の(i)と(ii)に「財貨または用役」とあるのは、たとえば、親会社から加工だけを委託されて保有している仕掛品や製品のように、労務費や経費だけがコストである（物材そのものは親会社のもの）という場合も、これを棚卸資産として扱うという意味である。

不動産の売買業者が、販売の目的で保有する土地や建物は、上記の(i)に該当するから棚卸資産である。

立木は本来固定資産であるが、植林や造園業者が保有する立木のうち、販売の目的で、あるいは販売目的の製品を製造するための材料として、短期間のうちに伐採することを予定している部分は棚卸資産となる。

証券業者が、通常の営業過程で、販売するために保有する有価証券も、やはり棚卸資産と考えられている。

<補説>

上記のような解釈は『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書』（通常は『連続意見書』と略称されている）の第4・棚卸資産の評価についてという文書にくわしく説明されている。

さて、棚卸資産について、財務会計上とくに問題になるのはつぎのようなことがらである。

- (i) その取得原価をどう決めるか。
- (ii) その払出し価額（商品や製品の場合はP/L上の売上原価に計上される金額、材料や仕掛品の場合は、製造原価に算入される金額）をどう決めるか。
- (iii) 期末在高の評価額（B/S上の資産額）をどう決めるか。

以下、これらの問題の主要なポイントを順次説明することにしよう。

2. 棚卸資産の取得原価の決め方

棚卸資産の取得原価は、前号で固定資産について述べたのと同様、基本的には、その対価として支出した貨幣額の合計であるが、具体的な取得の仕方に応じてつぎのような評価のルールが適用される。

(1) 購入による場合

商品を仕入れたり、材料や半製品を外部から購入した場合、その取得原価は、買入代価から仕入値引や割引し高を差引いた正味額に、購入副費を加算した金額とされる。ここで**購入副費**には、

- (i) 引取運賃や購入手数料のように、企業の外部活動で発生する外部副費と、
- (ii) 購買事務や検収費、内部での移送や保管のコストなどの内部副費、

とがある。ただし、その金額が仕入総額に比べて小さく、そのわりに測定の手力が大きいもの（とくに内部副費によくみられる）は、いちいち商品や材料の取得原価に算入せず、一括して間接経費として扱うことも多い。

〈補説〉

このように、実質的な効果を勘案して、あまり重要でない部分の会計処理を適当に大まかなやり方ですますという考え方を、**重要性の原則** (materiality principle) といい、会計手続きのいろいろな局面に適用される。

なお、商品や材料などの仕入代金（売掛金）を、所定の期日以内の早期に支払った場合に与えられる**仕入割引** (purchase discount) は、取得原価から直接差引くことをせず、これを営業外収益として扱うことになっている。これは、売り手が買い手に与える一種の財務収益（利息相当分）であるとみなす商慣習にもとづくものである。

(2) 製造による場合

メーカーなどでの製品や仕掛品の取得原価は、適当な原価計算のルールによって、製造過程に投入された直接・間接のコストを見積ることになっている。

(3) 特殊な場合

贈与を受けたり交換によって棚卸資産を手に入れたときには、その時の適正な時価を見積ったり、交換に渡した物財や有価証券の時価（簿価が時価といちじるしくかけはなれているときは、適正な時価）で評価する。

付記——ORモデルに関連して——

在庫計画のORモデル（たとえば最適な仕入ロット・サイズの決定）では、在庫品（会計用語で棚卸資産）の買入価額のほかに発注コストと保管コストの見積りがしばしば重要なファクターになるが、会計の基本原則としては、上述のことから示唆されるように、金利以外の発注コストや保管コストはすべて在庫品の原価に含められることになる。ただ、外部業者に支払った運賃や倉庫料などは別にして、多くの場合、前述の「重要性の原則」により、細かい諸費用を一括して営業経費として処理したり、仕入れや保管担当者の人件費を間接労務費として一括処理する、などのやり方も広く行なわれている。

なお、在庫品が増えれば、それに見合って資本源泉（借入金など）が増え、支払利息の増加をもたらすことが多いが、財務会計上は「営業外費用」の中の支払利息に反映するにとどまり、「在庫金利」というものをP/L上に表示することはしないのが普通である。

したがって、在庫関連の諸費用が大きく、細かい資料を欲しい場合は、内部管理用の情報システム（いわゆる管理会計システム）として別個にとらえる工夫が必要である。

3. 期末在高と期中払出高のとらえ方

第1節であげた(ii)と(iii)の問題、つまり棚卸資産の払出し価額を決める問題と期末在高を決める問題は、資産の評価に取得原価基準を適用しているかぎり、互いに裏腹の関係にある。いま、ある商品の期首在高 S_0 、期中の仕入高 P 、期中の払出し高 Q がとらえられたとすれば、期末在高 S_e は、

$$S_e = S_0 + P - Q \quad (5.1)$$

として求められるし、一方、もし期末に商品の棚卸しを行なって、期末在高 S_e を決めることができれば、期中の払出し高 Q は、

$$Q = S_0 + P - S_e \quad (5.2)$$

として求まるのである。この関係を、勘定形式で図解す

(借方)		商品 勘定	(貸方)	
期首在高 S_0			期中払出し高 Q	
	期中仕入高 P		期末在高 S_e	

図 5.1 期中払出し高と期末在高との関係

ると、図5.1のようになる。期中払出高の合計はP/L上の売上原価の、また期末在高の合計はB/S上の棚卸資産(商品)の額になる。こういう関係は、製品や仕掛品や材料の場合にも同じようにあてはまるので、以下わかりやすく商品の場合を想定して説明を進めよう(製品や仕掛品や材料については、あとで原価計算との関連で説明を追加する予定である)。

さて、商品の期首在高は、前期の期末在高そのものであるし、期中の仕入高は、当然仕入れのつど金額をとることが容易である。したがって、棚卸資産会計の主な問題は、いま裏腹の関係にあるといった期中払出し高 Q と期末在高 S_e を具体的にどのような金額で評価するかという問題にしばられる。

いうまでもなく、一般的には、この Q とか S_e は、各種商品の単価と数量を掛けた値の合計であるから、各商品の数量をどのようにとらえ、これにどのような単価を与えるかが問題である。

まず数量のとらえ方については、基本的に**継続記録法**と**実地棚卸法**との区別がある。

継続記録法とは、商品(メーカーの場合は製品や材料など、以下同じ)の種類別に仕入れ・払出し・残高の記録を継続的に行なう方法である。帳簿式の会計なら商品在高帳、コンピュータで処理する場合は商品在庫ファイルといったものが用いられることになる。

これに対して**実地棚卸法**は、会計期末に現物の在庫しらべを行ない、(5.2)式の関係を利用して間接的に期中の払出し数量を算定するやり方である。

継続記録法を行なえば、(5.1)式の関係から期末在庫量も求まる理屈であるが、期中の記録もれとか、保管中の減耗などがあれば記録と事実とに不一致が生じる可能性がある。したがって期末に**実地棚卸**を併用し、もし棚卸不足がある場合は原因を解明するとともに、不足分を棚卸減耗損などの勘定で処理する必要がある。

一方、期末の棚卸だけを行なって期中の払出し数量を決めるやり方では、生産的に使われたものと、減耗や盗難などによる減少分とが区別できないという欠陥がある。

したがって、健全な会計慣行としては、例外的な場合を除き、両種の方式を併用することがすすめられている。

4. 棚卸資産のコスト配分

——各種の評価方式——

棚卸資産の払出し価額(商品や製品の場合は売上単価になる金額)の評価の仕方には、大別して**原価基準**と**時価基準**との区別がある。しかし、こんにちの会計諸則では原則として原価基準を採用し、例外的に(時価がいちじるしく低落して回復の見込がないときなど)に時価評

価を併用する慣行になっている。原価基準を採用する主な根拠はつぎのようである：

- (i) 未実現の利益(まだ販売していない在庫品の評価替えによる利益)の計上をできるだけ排除すること。
- (ii) 主観的な評価を排して、できるだけ客観性の高い測定をすること(取得原価は実際の支出額を基礎にした評価であるから、時価と比べれば評価に恣意性が入りにくい)。

4.1 原価基準による主な評価方式

ひとくちに原価基準による評価といっても、具体的な適用の仕方には、個別法のほかに、平均法とか先入先出法、後入先出法などのいろいろな方法が可能である。このようにいろいろな方法が考え出された背景には、在庫の種類が多様であり、仕入価格も絶えず変化するのが普通であるという事情による。以下、目ぼしい方法について、その要点を説明しよう。

(1) 個別法 (specific cost method)

これは、個々の在庫品の取得原価をいちいち記録しておき、払出しが行なわれるつど、その個別の原価を払出し品の単価とする方法である。たとえば、高価な宝石類や美術品、土地・建物などの不動産を売買する業種等に適用している。

しかし、同種の在庫品を大量に扱う業種では、この方法は適用が困難であり、合理的でもないので、以下の諸方式が採用されることが多い。以下の各方式は、在庫品の現物の流れにこだわらず、「コストの流れ」というものを想定して、払出し品と在庫品とに原価を配分しようとするものである。

(2) 平均法 (average cost method)

平均法には**単純平均法**と**加重平均法**とがあるが、通常は、数量で重みをつける**加重平均法**をとるのが普通であ

表 5.1 商品の仕入れと払い出しの記録(取引例)

月 日	取 引	仕 入 れ		払出し (数量)	残 高 (数量)
		数量	単価		
4月1日	前月繰越	30個	8千円		30個
5日	仕 入 れ	30個	12千円		60個
10日	払 出 し			20個	40個
15日	払 出 し			30個	10個
20日	仕 入 れ	40個	14千円		50個
25日	払 出 し			30個	20個

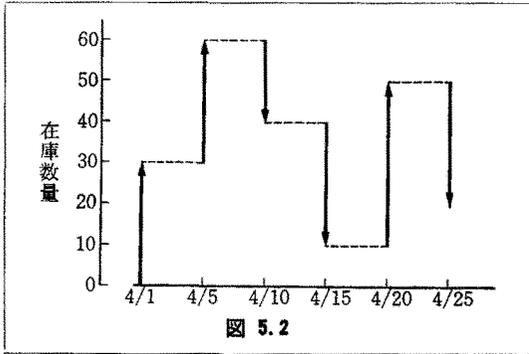


図 5.2

る。加重平均法の適用の仕方には、ある会計期間全体で平均単価を求めるやり方(総平均法)と、仕入れのつど平均単価を求めるやり方(移動平均法)との2種類がある。

ここで表5.1のような取引例を仮定して説明しよう。この例の在庫量の推移を図に示すと図5.2のようになる。この例は以下の各方式の説明に共通に利用される。

(イ) 総平均法(期別の加重平均法)

期別法を適用するときの会計期間は、目的に応じて月とか四半期、半年、1年などいろいろあるが、ここでは簡単化のため、表5.1の1カ月を1期と考えよう。月末残高20個は、実地棚卸数量と一致しているものとする。

総平均法を採用する場合は、期中の払出し記録は数量だけをとり覚えておけばよい。払出し単価は次式で求められる。

$$\begin{aligned} \text{払出し単価} &= \frac{\text{期首在庫金額} + \text{期中仕入総額}}{\text{期首数量} + \text{期中仕入数量}} \\ &= \frac{8 \text{千円} \times 30 + 12 \text{千円} \times 30 + 14 \text{千円} \times 40}{30 + 30 + 40} \\ &= \frac{1160 \text{千円}}{100} = 11.6 \text{千円} \quad (5.3) \end{aligned}$$

表 5.2 移動平均法の適用(金額の単位は千円)

月 日	仕 入 れ			払 出 し			残 高		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
4月1日 (期首在高)	30	(千円) 8	(千円) 240				30	(千円) 8	(千円) 240
5日	30	12	360				60	10	600
10日				20	(千円) 10	(千円) 200	40	10	400
15日				30	10	300	10	10	100
20日	40	14	560				50	13.2	660
25日				30	13.2	396	20	13.2	264
合 計	100		1160	80		896			

したがって、払出し価額の合計(この商品の売上原価)は、

$$11.6 \text{千円} \times (20 + 30 + 30) = 928 \text{千円}$$

であり、期末棚卸高は、

$$11.6 \text{千円} \times 20 = 232 \text{千円}$$

となる。

(ロ) 移動平均法

総平均法は「期別法」の一種であるのに対して、移動平均法は、いわば「そのつど法」(そのつど平均値を求める)である。この方法を、表5.1の取引例に適用すると表5.2のようになるから、払出し金額の合計は896千円になり、期末棚卸高は264千円になる。

移動平均法によるほうが総平均法よりも払出し金額の合計が小さく(したがって期末棚卸高が大き)くなっている。これは、表5.1の例では、あとで仕入れた商品ほど取得原価が高くなっているためである。

(3) 先入先出法 (first-in first-out method)

この方法は、FIFO(ファイフォーと読む)という略称で広く知られており、先に仕入れたものから先に払出されると仮定して評価するやり方である。

これにもそのつど法と期別法とがある。

まず、そのつど法でFIFOを適用すると、表5.3のようになる。たとえば4月10日の払出し品20個は期首の在庫品からのものと仮定し、4月15日の払出し品30個のうち10個は期首在庫品の残りであり、20個は4月5日に仕入れた分であるというように仮定して、そのつど払出価

表 5.3 先入先出法(FIFO)の適用

(金額の単位は千円)

月 日	仕 入 れ			払 出 し			残 高		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
4月1日 (期首在高)	30	8	240				30	8	240
5日	30	12	360				{30 30	{8 12	{240 600
10日				20	8	160	{10 30	{8 12	{80 440
15日				{10 20	{8 12	{80 240	10	12	120
20日	40	14	560				{10 40	{12 14	{120 680
25日				{10 20	{12 14	{120 280	20	14	280
合 計	100		1160	80		880			

額を求めていくわけである。この方法によると、表5.3より、期中払出し価額の合計は880千円となり、期末棚卸高は280千円となる。

一方、期別法の場合は、先入先出だから、期末の在庫品が一番あとで仕入れたものが残っていると考えて、まず期末棚卸高を評価する。すると、この例では、単価14千円の商品が20個残っているとみなされるから、期末棚卸高は、

$$14千円 \times 20 = 280千円$$

となる。期中払出し高は、(5.2)式を応用して、

$$1160千円 - 280千円 = 880千円$$

となる。

上の例からわかるように、FIFOの場合は、そのつど法と期別法との計算結果が一致する。

FIOFの長所として、①この方法は現物の流れにかなり近い評価法であるとか、②期末棚卸高の評価額が時価に近いものになる、などがあげられることがある。

しかし、在庫品の中には、たとえば油のように古い仕入れのものと新しい仕入れのものが混合してしまうものもあるし、石炭やセメントや鋼材のように、先に仕入れた品が下積みになるため、現物の流れはむしろ「後入先出」になる品物もあるので、①の主張はあまり一般性はない。

また、②についてみると、近代会計では、貸借対照表の資産とは、個々の品物の財産価値を示すというよりはむしろ、コストの期間配分の結果として作られる残高表であるときなす考え方が一般的である。そして、もし時価を反映させるとすれば、期末残高よりもむしろ期中の払出し高(売上原価)のほうに反映させることのほうが重要だという考え方が強いのである。

このような考え方を積極的に打出した評価法の代表的なものが、つぎに述べる後入先出法である。

(4) 後入先出法 (last-in first-out method)

これは、LIFO(ライフォー)という略称で広く用いられている方法であって、FIFOとは逆に、最もあとで仕入れたものから順に払い出されるものと仮定してコストの配分を行なう方式である。

平均法やFIFOは、現物の流れを個別にあとづけることよりも、「コストの流れ」というものを想定することで正当化される方法なのであるが、そうはいても、なるべく現物の流れに近づけてコスト配分をするという考え方を捨ててはいけない。ところが、LIFOでは、そのようなモノの流れとコストの流れとの対応という考え方は一層希薄になり、適正なコスト配分のよりどころを別のところに求めたのである。

表 5.4 後入先出法(LIFO)の適用

(金額の単位は千円)

月 日	仕 入 れ			払 出 し			残 高		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
4月1日 (期首在 High)	30	8	240				30	8	240
5日	30	12	360				{30 30	{8 12	{240 600
10日				20	12	240	{30 10	{8 12	{240 360
15日				{20 10	{8 12	{160 120	10	8	80
20日	40	14	560				{10 40	{8 14	{80 640
25日				30	14	420	{10 10	{8 14	{80 220
合 計	100		1160	80		940			

それは、原価基準のわくを守りながら、払出し品のコストをできるだけ時価に近い価額で評価しようとする考え方である。商品や製品の売上高は、それが販売される期の時価で計上されるので、売上品の原価もなるべく時価に近づけたいというのは、慢性的なインフレーションの社会では企業家の当然の要請であろう。このような要請に応えながら、しかも原価基準の根拠である未実現利益の排除や、客観性のある評価尺度という要求を満たすためには、モノの流れとの対応にこだわらないという、発想の転換が必要だったわけである。

さて、LIFOを適用する場合、そのつど法と期別法とでは、コスト配分の結果に相違が生れることが多い。

まず、そのつど法を表5.1の取引例に適用すると表5.4の通りである。つまり、期中の払出し額合計が940千円で、期末棚卸高が220千円になる。

同じ例に、期別法のLIFOを適用すると、期末在庫品20個には最も古い単価8千円が掛けられるから、期末棚卸高は、

$$8千円 \times 20 = 160千円$$

となり、それに伴って期中払出し額合計は、

$$1160千円 - 160千円 = 1000千円$$

表 5.5 各種評価方式の比較(単位は千円)

	平均法		FIFO		LIFO	
	移動平均法	総平均法	そのつど法	期別法	そのつど法	期別法
払出し 価 額	896	928	880	880	940	1000
期 末 棚卸高	264	232	280	280	220	160

となる。このように両種の方式で喰い違いが生じたのは、期の途中で（この例では4月15日に）在庫品の数量が期末の数量より小さくなるためである。

以上の代表的諸方法の計算結果を一表にまとめてみると表5.5のようになる。

（5）最終仕入原価法

わが国の税法は、上述の諸方法のほかに最終仕入原価法というものも認めている。これはFIFOの期別法を一層簡便にしたやり方であって、期末在庫品のすべてに最終仕入れ品の取得単価を掛け算して期末棚卸高を計算し、それに応じて期中の払出し価額を求めるやり方である。

この方法の難点は、期末にごく少量の在庫品を不当に安い（あるいは高い）値段で仕入れるなどの方法で、期中の払出し価額を操作する、つまり決算操作に使われやすいということである。

4.2 原価基準の代用的方法

以上の方法は、いずれも実際の払出し数量および実際の仕入価額を基礎にしているが、ある種の業種では、これらをそのまま適用するのは煩雑であるため、その代用になる方法を採用することもある。つぎにその代表的な例をあげておこう。

（1）売価還元法

百貨店、スーパーマーケット、その他の大規模小売店では、おびただしい数の商品を扱うので、かりに期別法をとるにしても、期末在庫の数量とコストをしらべつくことは困難である。このような場合は、期末棚卸しを売価（正札価格など）のままて評価し、これに所定の原価率を掛け算することによって期末棚卸高とする方法が採用される。原価率が同じならば、必ずしも同種の商品でなくても同じグループに含めてかまわない。このような方法を売価還元法または小売棚卸法という。

たとえば、あるグループの商品の期末在庫が売価で5000万円あり、その原価率が80%（マージン率が20%）だということが把握されれば、期末棚卸高（原価）は、

$$5000万円 \times 0.8 = 4000万円$$

と評価される。この方法は、わが国の税法でも認められている。

〈補説〉

法人税法で棚卸資産の評価方法というときには、払出し価額（つまり費用になる額）を指すのではなく、B/S上の価額、つまり期末評価額を決める方法を意味している。期末棚卸高の評価方法を規定することにより、(5.2)式のしくみを利用して費用の計算を間接的に

に規制しようとしているわけである。

（2）予定原価法

たとえば1年決算の会社でも、商品の売上利益を期中に（毎月とか毎週など）確定したいという要求は珍しくないし、原価計算のために材料の消費原価をそのつど算定する必要も生じよう。

このような場合に、既述の「そのつど法」とか、ごく短期ごとに区切った期別法が採用されるわけであるが、商品や材料の仕入価格がひんばんに変動する場合は、払出し価額が変動しすぎて、かえって、営業活動や製造活動の能率が売上原価や製造原価の上に反映しにくくなる。また、商品や材料の取得原価を判別するのに何日もかかる場合は、実際原価にこだわると、計算が遅れて経営上不便をもたらすおそれがある。

そこで、このような場合は、過去の平均単価に合理的な予測を加味した予定原価を用いて払出し価額を計算することがある。このやり方を予定原価法という。

この方法を採用すると、期末決算のときに、予定原価と実際原価との間に差額が生じる。この原価差額の処理は、

- (i) 予定原価が不適当だったために、差額が多額にのぼったという場合は、原価差額を当期の売上原価と期末棚卸資産とに按分して配賦し、
- (ii) 合理的で僅少な差額ならば、それを売上原価に配分する、

のが普通である。

4.3 低価法について

低価法、あるいは低価基準とは、米国の会計用語で「原価か時価か、どちらか低いほう (cost or market, whichever is lower)」を採る方式とよばれているものに相当し、もっぱら期末棚卸高の評価に適用される考え方である。この方法を適用する場合には、あらかじめFIFOとかLIFOなどの方法で、原価基準による評価法を適用しておき、期末決算に当って、その方法による期末在庫品の評価額と時価とを比べて、もし後者のほうが低い場合は、その時価まで在庫品の評価額を引下げるのである（時価のほうが原価よりも高い場合は修正しない）。

わが国の商法は、棚卸資産の評価について具体的な規定をしてはいないが、期末の時価が原価よりもいちじるしく低くなり、回復が望めない場合は時価で評価すべしという一般原則を規定しているので（第34条、第285条）、そのような場合は低価法が強制されることになる。

また、わが国の税法は、原価法、低価法のほか時価法も認めており、低価法や時価法での時価としては、原則

として、購入品の場合は再買原価（それと同種のものを現時点で買なおしたとすればかかるはずの原価）を、生産品の場合は再製造原価（それと同種のものを現時点で生産しなおしたとすればかかるはずの原価）を用いることとしている。

〈補説〉

再買原価と再製造原価とを合せて再調達原価（replacement costと）いう。なお、税法が時価法まで認めているという点、おどろく読者がいるかも知れない。しかし、税法では期末在庫品の評価だけを規定しているのであって、期中の払出し価額（つまり費用）の計算に時価基準を導入するやり方（いわゆるインフレーション会計）を認めているわけではないことに注意する必要がある。

たとえば、表5.1の取引例で、期末（ここでは4月末）に価格が急騰して、20個の在庫品の時価（再買単価）が18千円になったとする。そこで、（税法のいう）時価法を適用すると、期末棚卸高は、

$$18千円 \times 20 = 360千円$$

となるから、期中払出し額（つまり売上原価）は、

$$1160千円 - 360千円 = 860千円$$

となり、表5.5のどの方式よりも売上原価が小さく（したがって当期利益が大き）くなるのである。

もともと、税法の本音は、利益が不当に小さく計算される（課税所得が小さくなる）ことを規制することであり、利益が大きく計算され、税金がたくさん払われることはかまわないのであるから、インフレ経済のもとで期末在庫を時価評価することを禁止する必要はないわけである。

5. 在庫が減耗したときの会計処理

第3節で示唆したように、在庫品の会計管理を適正に行なうためには、継続記録法を採用する一方、適当な時（とくに決算の時期）に実地棚卸しを実施して、記録と実際とを照合することが大切である。

このような棚卸しの結果、実際の在庫数量が帳簿残高より不足する場合、その不足数量を棚卸減耗とよび、これに単価を掛けた金額のことを棚卸減耗費または棚卸減耗損、棚卸差損などとよぶ。

棚卸減耗には、営業活動や生産活動を行なううえで不可避であると考えられる（正常な範囲の）ものと、異常な原因で発生するものがある。前者のタイプの減耗損は、商品ならば売上原価や販売費に、製造業での材料の場合は製造原価に含まれるが、後者の減耗損はP/L上特別損失に計上される（金額が小さいときは、営業外費用の部に雑損失として計上することもある）。